

(高度注意義務)

5 . 大阪地裁 平成 14 年 7 月 26 日判決

(一部認容：賠償額 191,062,400 円、大阪地裁平成 12 年(ワ)13647 号)

TAINS コード Z999-0053

控訴審 大阪高裁 平成 15 年 6 月 6 日判決

(原判決変更、一部認容：賠償額 244,062,400 円、大阪高裁平成 14 年(ネ)2565 号)

TAINS コード Z999-0072 平成 15 年 10 月 24 日上告不受理決定

収用等の圧縮記帳における買換取得期間について、税理士の説明義務違反があったとして
圧縮記帳の適用を受けられなかったことによる損害賠償請求が認められた事例

《事実の概要》

原告は、所有していた土地建物が収用された際に税務申告を委託していた税理士が、圧縮記帳が認められる買換取得期間についての説明を正確にしなかったため、適用が認められる期間内に代替資産を取得する機会を失った。そのことにより、圧縮記帳が認められず更正処分等を受けるなどの損害を被ったとして、不法行為及び債務不履行に基づき損害賠償を求めた。

《判決の要旨》

税理士は、原告会社との間で顧問契約を締結し決算書類の作成及び税務申告を行ってきたのであるから、原告に対し債務不履行責任を負い、代替資産の取得期間についても誤った説明をしたと推認するのが相当であって、説明義務に違反して原告に損害を与えた以上不法行為責任を負うというべきである。